

再委託に係る承認手続漏れ

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>公益財団法人 大阪府保健医療財団</p>	<p>公益財団法人大阪府保健医療財団が締結した平成25年度大阪府立中河内救命救急センターの管理運営業務に係る再委託契約39件（契約金額合計176,903千円）のうち、「業務の外注計画」に記載がない21件（契約金額合計51,585千円）について、書面による大阪府の承諾を得ていなかった。</p>	<p><b>【是正を求めるもの】</b> 大阪府立中河内救命救急センター管理運営業務基本協定書に基づき、「業務の外注計画」に記載がない業務を再委託する場合には、あらかじめ書面による大阪府の承諾を得ることを徹底されたい。</p> <p><b>【大阪府立中河内救命救急センター管理運営業務基本協定書】</b> (再委託の禁止) 第23条 乙は、管理運営業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、指定管理者指定申請書提出時に甲に示した「業務の外注計画」に係る業務及びあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。</p>	<p>財団職員に対して、「業務の外注計画」に記載がない業務を再委託する場合には、あらかじめ書面による大阪府の承諾を得ることの周知徹底を図った。 今後は、適正な事務執行に努める。</p>